

厚生大臣 林 讓 治

文部省初第一四號

昭和二十五年一月十六日

### 兒童福祉施設最低基準の特例に関する省令

昭和二十三年十二月二十九日から引き續いて存している兒童福祉施設であつて、昭和二十四年十二月三十一日において、土地の状況その他特別の事由により、その設備及び職員の數につき、兒童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三號以下最低基準）というて定める規定により難いものは、最低基準第百十條の規定にかかわらず、當分の間、これによらないことができる。但し、國及び都道府縣以外の者の設置する兒童福祉施設においては、都道府縣知事の認可を受けなければならぬ。

前項但書の規定により認可を受けることのできる兒童福祉施設は、最低基準第百十條第二項但書の認可を受けたものでなければならない。

第一項但書に規定する兒童福祉施設については、昭和二十五年六月三十日までは、その設備及び職員の數について、同項但書の認可があつたものとみなす。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

## 幼稚園教育課程研究協議會

### 開催について

都道府縣教育委員會 知事會 殿

文部省初等中等教育局長

### 幼稚園教育課程研究協議會開催について

このたび幼稚園の教育課程及び保育要領の改訂について本省内に協議會を設置し、この教育につき調査研究を重ねてきましたが、各方面からの熱望もあり、地方の實情も充分考慮する必要もあると思はれますので、各地区に研究協議會を開催することになりましたから、別紙要領をご了知の上、貴管下幼稚園關係者をご選定の上、はけんさせるよう何分のご配慮を願います。

### 幼稚園教育課程研究協議會要領

#### 1 楽 趣

幼稚園の教育課程及び保育要領の改訂につき、地方の實情を充分考慮するとともにその趣旨を廣く徹底させ幼兒教育の諸問題について研究協議し、この教育の發展を期することを目的とする。

#### 2 主 催 文部省

3 会場、會期及び人員

## 会場縣

## 宮城縣

参加都道府縣及びその參加人員

会期

人員

北海道(6)青森(3)岩手(3)宮城(10)  
群馬(3)山形(3)福島(6)炳不(3)  
千葉(5)茨城(4)新潟(3)埼玉(6)  
神奈川(9)富山(3)石川(7)福井(8)  
愛知(15)長野(3)三重(7)岐阜(5)京都(20)  
大阪(20)兵庫(38)奈良(4)和歌山(3)  
鳥取(3)島根(38)岡山(8)廣島(8)  
高知(4)福岡(5)佐賀(5)宮崎(3)  
大分(5)宮崎(3)鹿児島(3)

2月10, 11 2月21, 22 2月27, 28

155人 106人 106人

## 兵庫縣

## 時間割

第一日	日 時		
	午	前	午
開會式	900		
デモンストレー ション及びその 研究協議	950		
	1200		
教育課程等 討議研究	1300		
(保育要領改訂)			
音樂とリズム			
閉會式	1600		
		懇談會	

## 6 そ の 他

(1) 參加者中宿舎希望者はその旨會場縣の教育委員會に連絡すること

(2) 參加者には、手當、旅費等は支給しない

(3) 食糧は各人が準備すること

(4) 各都道府縣の參加代表者は、その都道府縣の幼稚園の現況及び研究物(主として教育課程に関するもの)等

参考となるべき印刷物五十部を持参すること

7 謩 師 委員及び本省員

(文部省等教育課)

## おわびとお斷り

一、前號(第十九卷・第一號)中「子供讀歌」の中の清水義雄氏とあるは、良雄氏の誤まりです。

二、同じく前號中、及川ふみ氏を、個所により、フミ子、文子等とかきましたことは誤まりです。

右謹んでおわびいたします。

三、會稽主幹の「子供讀歌」は都合により今月は休みました。

大變好評を戴いており、讀者の方々には御氣の毒ですが、御詒解下さい。

四、同じく好評連載中の竹田俊雄先生の「保育文献解説」も都合により二月は休載としました。御詒解下さい。

五、前號の印刷・組版が太變まづく行き、各位に御迷惑をかけました事を深く相すまなく存じてをります。(編輯部)

5 參加資格

國立、公立、私立の幼稚園園長、教員及び指導主任並びに幼稚園教員養成所關係者の中から都道府縣教育委員會及び都道府縣知事が選定した者。